

子吉川タイムライン（事前防災行動計画）検討会 設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）を検討することを目的として設置する「子吉川タイムライン（事前防災行動計画）検討会」（以下「子吉川T L 検討会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 子吉川T L 検討会は、次の各号の事項について所掌する。

- 1 子吉川T L 検討会の参加機関である由利本荘市の区域内を対象とした子吉川流域における台風等による風水害に備えたタイムライン（事前防災行動計画）の検討
- 2 その他必要な事項

（組織構成）

第3条 子吉川T L 検討会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 1 子吉川T L 検討会の組織は、別紙に掲げるものとする。
- 2 子吉川T L 検討会の組織の変更は、必要に応じ、会議に諮って承認を得るものとする。
- 3 子吉川T L 検討会は、座長を置くものとする。
- 4 座長は、会務を総括し、子吉川T L 検討会を代表する。

（会議の招集等）

第4条 子吉川T L 検討会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（公開）

第5条 会議及び会議配布資料は原則として公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所ホームページに公開するものとする。

（検討会の任期）

第6条 任期は、子吉川T L 検討会の所掌事項が完了するまでとする。

(事務局)

第7条 事務局は、別紙に掲げる機関で構成し、国土交通省東北地方整備局秋田河川国道事務所におく。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、子吉川T L 検討会の運営に必要な事項は、座長がその都度会議に諮って定める。

(附則) この要綱は、平成27年10月28日から施行する。

第1回改正 平成28年2月29日

子吉川タイムライン(事前防災行動計画)検討会 組 織(案)

	機関名等		備考
学識経験者	秋田大学	大学院工学資源学研究科 教授 松富 英夫	座長
		大学院工学資源学研究科 講師 渡邊 一也	
参加機関	秋田県	総務部 総合防災課	
		建設部 河川砂防課	
		建設部 道路課	
		由利地域振興局 総務企画部 地域企画課	
		由利地域振興局 建設部 工務課	
	由利本荘市	総務部 危機管理課	
		教育委員会 教育総務課	
		健康福祉部 福祉支援課	
		建設部 建設管理課	
		建設部 上下水道課	
		ガス水道局 管理課	
		消防本部	
		消防団	
	秋田県警察本部	警備部 警備第二課	
	由利本荘警察署	地域課、警備課	
	東日本旅客鉄道株式会社	秋田支社	
	由利高原鉄道株式会社		
	羽後交通株式会社 ※	本荘自動車営業所	
	東北電力株式会社	本荘営業所	
	東日本電信電話株式会社		
	社会医療法人青嵐会本荘第一病院		
	国土交通省 気象庁	仙台管区気象台 秋田地方気象台	
	国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所	
事務局	由利本荘市	総務部 危機管理課	
	国土交通省東北地方整備局	秋田河川国道事務所	
オブザーバー	国土交通省東北地方整備局	企画部 防災課	
		河川部 水災害予報センター	
	国土交通省 気象庁	仙台管区気象台	
	一般財団法人河川情報センター	仙台センター	

※ 羽後交通株式会社: 第1回検討会意見により追加